

# (協同組合金木あすなろ商店会)発行の商品券利用終了 及び払戻しのご案内

長い間ご利用いただきました金木あすなろ商店会発行の商品券は令和4年10月31日(月)をもちまして、ご利用を終了させていただきます。利用終了後につきましては、資金決済に関する法律第20条1項に基づき未使用商品券の払戻しをさせていただきます。未使用商品券(500円券)(1,000円券)をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用頂くか以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



## 【ご利用最終日】

令和4年10月31日(月)

## 【払戻し期間】

令和4年11月1日(火)～  
令和5年1月31日(火)迄

【払戻しを行う前払式支払手段の発行者】 協同組合金木あすなろ商店会

【払戻し対象となる商品券】 金木あすなろ商店会商品券(500円券)(1,000円券)

【払戻し申出期間】 令和4年11月1日(火)～令和5年1月31日(火)

※当該期間内にお申し出が無い場合は払戻し手続きから除斥されます。

## 【申出及び払戻の方法】

払戻し対象となる商品券をお持ちのお客様は、(時計メガネ宝石シラカワ、角田靴スポーツ店、大橋薬店)まで商品券と身分証をご持参いただき、所定の用紙にご記入の上、換金の旨をお申し出ください。確認の上その場で現金で払戻しをいたします。

※ご持参出来ない場合

お申し出される方の、住所、氏名、連絡先を協同組合金木あすなろ商店会までお電話にてご連絡ください。ご連絡いただきましたら、返信用封筒とあすなろ商品券払戻申請書を送付いたします。必要事項をご記入の上、返信用封筒に未使用のあすなろ商品券を同封の上返信してください。

返信された払戻申請書記載内容とあすなろ商品券を確認し指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は当組合で負担します)なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、記載された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

## 換金場所/お問い合わせ先

協同組合金木あすなろ商店会

換金場所:(時計メガネ宝石シラカワ・角田靴スポーツ店・大橋薬店)

受付時間 午前9時～午後5時 お問い合わせ先 TEL0173-53-2777 白川  
携帯電話 090-8789-9212 白川